

定 款

大 王 製 紙 株 式 会 社

大王製紙株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、大王製紙株式会社と称し、英文では Daio Paper Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を愛媛県四国中央市に置く。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 紙類・パルプ類・不織布類及びその副産物の製造加工並びに売買
- (2) 日用品雑貨の製造加工並びに販売
- (3) 機能性フィルム、粘着シート及び粘着剤等合成樹脂材料の製造加工並びに販売
- (4) セルロースナノファイバーの製造加工並びに売買
- (5) 前各号に関連するプラントの設計、据付、売買並びに技術指導
- (6) 紙類・パルプ類製造加工に係る原材料・燃料の製造加工並びに売買
- (7) 化学薬品の製造、加工並びに売買
- (8) 山林及び木材の売買、造林、製材、木材加工並びに緑化・造園業
- (9) 農業及び水産加工業
- (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介並びに管理
- (11) 土木建築の設計、監理並びに施工
- (12) 陸上運送業、海上運送業並びに倉庫業
- (13) 印刷物・広告宣伝物及び催事等の企画、制作並びに販売
- (14) 印刷用機器、事務用機器、電子機器及び関連機器並びに関連商品の製造販売・賃貸
- (15) 情報処理、通信システムの設計、製造、販売並びに情報通信サービスに関する事業
- (16) 教育、医療、スポーツ、観光、飲食及び宿泊の各施設の経営

- (17) 電気、蒸気及び燃料の供給に関する事業
- (18) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理並びに廃棄物の再生品の製造及び販売
- (19) 温室効果ガス排出権の売買
- (20) 労働者派遣事業
- (21) 福祉用品・医療機器・医療用具・医薬品・医薬部外品及び化粧品の仕入れ、製造加工並びに販売
- (22) 介護のコンサルティングその他の介護サービスに関する事業
- (23) 前各号に関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの

全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

3 増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

5 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役等）

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長を選定することができる。

（取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任）

第23条 取締役会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

2 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる

（取締役会の招集者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締

役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第29条 監査等委員会は、法令又は本定款に別段の定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

(期末配当金)

第33条 期末配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し支払う。

(中間配当金)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭の分配として中間配当を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限

度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 114 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。

1943 年 5 月 5 日 制 定
2025 年 6 月 26 日 最 終 改 正